



平成28年
1月～
**「マイナンバー」の利用が
始まりました**

「マイナンバー」の利用と「個人番号カード」の交付が始まりました。1月から社会保障・税・災害対策分野の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要になります。

個人番号カードの受け取り

個人番号カードを申請した方には、市役所から「交付通知書(ハガキ)」を送付します。ハガキに記載されている期日までに、市民安全課窓口係にお越しください。

カードを受け取る際、暗証番号の登録が必要です。暗証番号を決めておいてください。

また個人番号カードの申請は、随時可能です。通知カードに同封されていた「個人番号カード交付申請書」で申し込みください。
※カードの交付申請をしていない方や申請した方で「交付通知書」が手元に届いていない方は、来庁いただいてもカードを交付できませんのでご注意ください。

2月の交付窓口

- 平日 午前8時30分～午後6時30分
- 土日 午前8時30分～午後4時30分
- 2/6(土)、2/7(日)、2/13(土)、2/14(日)、2/27(土)、2/28(日)

- 「手続きに必要なもの」
- 交付通知書
- 通知カード

<暗証番号の登録>

- ①署名用電子証明書用【6～16桁の英数字】
→e-TAXが利用可
 - ②利用者証明用電子証明書用【4桁の数字】
→平成29年1月以降「マイナポータル」が利用可
 - ③住民基本台帳事務用【4桁の数字】
→住所変更などの際に必要
 - ④券面事項入力補助用【4桁の数字】
→今後、市役所の特定事務の申請手続きなどが簡素化される
- ※③④は必須です。(同一番号可)

●本人確認書類(運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの1点、または健康保険証、年金手帳など顔写真がないもの2点)
●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
●不在などの理由で「通知カード」をまだ受け取っていない方は、市役所で預かっている場合があります。市民安全課窓口係まで問い合わせください。

**個人番号カードによる自動
交付機の利用**

住民基本台帳カードと同様、個人番号カードで「自動交付機」の利用が可能です。ただし、利用するには別途手続きが必要です。

**マイナンバーの記載や通知
カードなどの提示が必要**

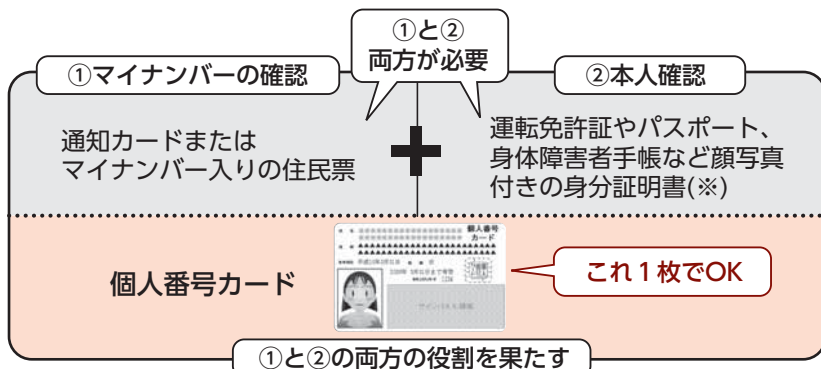
法律や条例で定められた社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで、マイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーの記載にあたっては、他人へのなりすまし行為を防ぐため、
①マイナンバーの確認書類(通知カードなど)と②本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きの身分証明書など)により、本人確認を行うことが法律で義務付けられています。
手続きの際には、通知カードや本人確認書類を忘れずにお持ちください。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

「マイナンバー」が必要な主な手続き

- 地方税・国保税関係○生活保護
- 障がい者福祉(障害福祉サービス、障害者手帳申請など)○児童福祉(児童手当、保育所入所申請、医療費助成など)○国民健康保険○後期高齢者医療保険関係○介護保険○母子保健関係(妊娠届出など)○公営住宅関係○就学援助(医療費)関係○住民異動関係

マイナンバーコールセンター
☎0120-95-0178(無料)
平日9:30～22:00/土日祝日9:30～17:30
個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
カードや自動交付機利用に関する問い合わせ
問 市民安全課窓口係 ☎355-6494
制度に関する問い合わせ
問 政策課市政情報係 ☎355-5728



※顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険被保険者証や年金手帳など2点お持ちください。